

広島県告示第七百六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条の二第一項の規定によって、次のとおり保安林を指定する。

平成二十九年十二月二十一日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 保安林の所在場所

広島市佐伯区五日市町大字石内字押入山一七九一、一七九二の一（次の図に示す部分に限る。）、一七九四、一七九五の三、一七九五の五、一八一六の一八、一八一六の一九、一八一六の二二、一八七五の八、一八七五の一〇、一八七五の一四、一八七五の一五、一八七五の一七、一九二一の三九、佐伯区石内北三丁目五〇一四の二一

二 指定の目的

公衆の保健

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

- (一) 主伐は、択伐による。
- (二) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、関係書類を広島県農林水産局森林保全課及び広島市役所に備え置いて縦覧に供する。）